

=目次=

1. 重大事故情報＝6件（11月13日～11月19日分）
 - (1) トラック運転者の酒気帯び運転による追突事故
 - (2) 個人タクシーと電車の衝突事故
 - (3) タクシーによる死亡事故
 - (4) 貸切バスの対向車衝突事故
 - (5) タクシー強盗
 - (6) トラクタの火災事故

2. 「重大事故情報」のその後
 - (1) トラック運転者のひき逃げ等の疑い逮捕（8月29日）
 - (2) 貸切バスとオートバイの接触事故（11月8日）
 - (3) タクシー強盗（10月13日）

3. 自動車事故報告規則の一部改正及び自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示の制定について



【1. 重大事故情報＝6件】（11月13日～11月19日分）

(1) トラック運転者の酒気帯び運転による追突事故

～運転者に対して、飲酒運転・酒気帯び運転は犯罪であることの再認識の徹底を！～

11月15日午前11時20分頃、栃木県で、信号により停車中の乗用車に大型トラックが追突してさらに追突された乗用車が押し出されて前方の車両に衝突するなどにより、計4台の関係する玉突き事故となり、10名が軽傷を負った。警察は、追突したトラック運転手を酒気帯び運転で現行犯逮捕した。

(2) 個人タクシーと電車の衝突事故

～踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で停止し、安全の徹底を！～

11月19日午前6時14分頃、東京都の踏切で、乗客1名を乗せた個人タクシー運転者が遮断機が降りていることに気づかずに入ってしまったため電車と衝突した。個人タクシー運転者によると、踏切の先の信号機が青だったためそのまま進入した模様。この事故により、個人タクシーの乗客が顔面挫傷の怪我を負った。なお、電車の乗客にケガはなかった。

(3) タクシーによる死亡事故

～夜明け前や夜間における横断歩道の歩行者への確認の徹底を！～

11月18日午前5時10分頃、広島県で、夜明け前であったために横断歩道を右から渡ってくる歩行者に気付かず衝突し30メートル先で停車した。この事故により、歩行者を死亡させた。

(4) 貸切バスの対向車衝突事故

11月16日午後7時55分頃、静岡県で、貸切バスが乗客12名を乗せて運行中、対向車線を走行してきた軽自動車がセンターラインを越えてきて衝突した。この事故により、貸切バスの乗客8名が病院に搬送されて1名が重傷7名が軽傷、軽自動車の運転者が重傷を負った。

(5) タクシー強盗

11月18日、大阪府で、タクシーの運転者が乗客の男に料金の支払いを求めたところ、その男が車外にでたため追いかけたところ殴る蹴るの暴行を受け、左腕を骨折した。男はタクシー運転者の通報により駆けつけた警察に強盗致傷の容疑で逮捕された。

(6) トラクタの火災事故

11月19日午前10時半頃、東京都で、コンテナセミトレーラを牽引走行中にトラクタの異常を感じて停車したところ、エンジンルーム付近から出火して炎上した。この火災によるけが人はいない。この影響で一部の車線が規制された。

(車両情報) 車名：メルセデス・ベンツ、初度登録年月：平成14年12月(7年経過)



【2. 「重大事故情報」のその後】

* 以前にこのメルマガで紹介した重大事故情報のその後の情報をお知らせします。

(1) トラック運転者のひき逃げ等の疑い逮捕(8月29日)

＝事故概要＝

8月29日午後1時30分頃、愛知県でトラックが前方を走行していたミニバイクを追い抜こうとして接触してミニバイク運転者が転倒した。この事故で、転倒したミニバイク運転者の男性が死亡した。当該トラック運転者は、事故後、救護措置をすることなく現場より立ち去り、警察のその後の調べにより、8月31日、道路交通法違反(救護義務違反)及び自動車運転過失致死の疑いで逮捕された。

＝その後の情報＝

その後の調査によれば、当該運転者は、進路前方を同一方向に進行中の原動機付自転車を追越す際に、安易に追い越しをかけて接触転倒させたにもかかわらず、怪我をしていないと思い、直ちに車両の運転を中止して、負傷者を救護する等法令の定める措置を講じなかったとのこと。

(2) 貸切バスとオートバイの接触事故(11月8日)

＝事故概要＝

11月8日午前11時55分頃、群馬県で、乗員乗客38名を乗せた貸切バスが榛名山の山頂に向け運行中、対向してきたオートバイが転倒してバスに衝突した。この事故によりオートバイ運転者が死亡。乗客等に怪我人なし。

＝その後の情報＝

鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。）

- ・酒気帯び運転を伴うもの
- ・社会的影響が大きなもの

③速報についてはできる限り速やかに行うこととしました。

(2) 公布日及び施行日

公布 平成21年11月20日

施行 平成21年12月 1日

プレスリリースについては、ホームページをご覧ください。

(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000029.html)



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、<jiko-antai@mlit.go.jp>までお寄せください。

よくある質問 (<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

自動車交通局ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

